

復興の現状

令和3年11月18日



復興庁

Reconstruction Agency

復興・創生 その先へ

目次

<避難者支援関係>

1 避難者・仮設住宅の状況

<まちづくり関係>

2 災害廃棄物(がれき)処理の状況

3 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況

4 住宅再建に向けた取組

<産業関連>

5 産業の復旧・復興の状況

6 復興特区制度の活用状況

<原子力災害関係>

7 避難者数・避難指示解除の状況

8 除染の進捗状況

9 生活環境整備の状況

10 帰還困難区域の復興

<人的支援>

11 被災自治体の職員確保等に向けた支援の状況

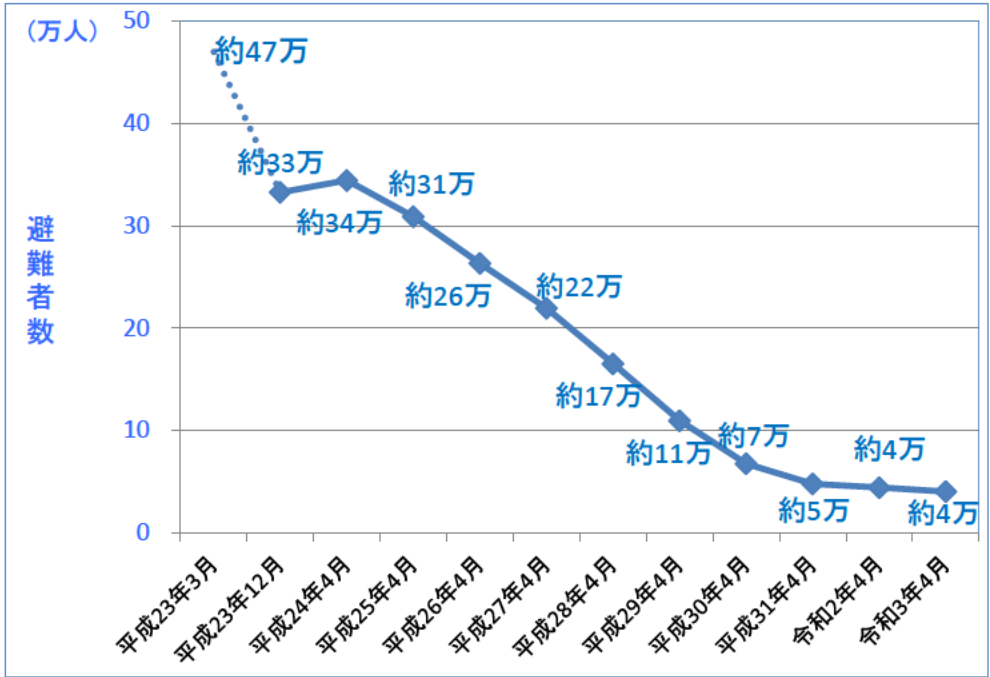
1 避難者・仮設住宅の状況

- 避難者数は発災直後の約47万人から、現在約4.0万人となっている。
- 住まいの再建への動きが進み、応急仮設住宅等への入居戸数も減少しており、岩手県・宮城県においては、第1期復興・創生期間（2020年度）中に仮設生活が解消された。

(1) 避難者の減少

時 点	避難者数
発災3日目(平成23年3月14日)(*1)	約47万人
平成24年4月(*2)	約34万人
平成25年4月	約31万人
平成26年4月	約26万人
平成27年4月	約22万人
平成28年4月	約17万人
平成29年4月	約11万人
平成30年4月	約6.8万人
平成31年4月	約4.8万人
令和2年4月	約4.4万人
令和3年4月	約4.0万人

〔 *1 緊急災害対策本部 青森・岩手・宮城・福島・茨城・栃木の避難者の合計。
*2 平成24年4月以降復興庁調べ 〕



〔 内閣府調べ 〕

(2) 応急仮設住宅等の入居状況

		平成30年4月	平成31年4月	令和2年4月	令和3年10月	備 考
建設型応急住宅	入居者数	10,893人	2,409人	404人	5人	福島県のみ (茨城県・千葉県は平成26年度、宮城県・岩手県は令和2年度に建設型応急住宅の供与を終了。)
	入居戸数	5,722戸	1,239戸	191戸	3戸	
賃貸型応急住宅等※	入居者数	18,061人	7,857人	2,595人	1,366人	全国計(福島県のみ)
	入居戸数	8,687戸	4,022戸	1,329戸	790戸	
合 計	入居者数	28,954人	10,266人	2,999人	1,371人	
	入居戸数	14,409戸	5,261戸	1,520戸	793戸	

※ 賃貸型応急住宅等...民間賃貸住宅の他、公営住宅、雇用促進住宅、公務員宿舎等も含む

2 災害廃棄物（がれき）処理の状況

- 東日本の太平洋沿岸部を中心に、13道県にわたり災害廃棄物約2,000万トン、津波堆積物約1,100万トンが発生。
- 目標としていた平成26年3月末までに、福島県を除く12道県で災害廃棄物及び津波堆積物の処理が完了。
- 福島県については、対策地域を除き、平成29年8月末で災害廃棄物等の処理を完了。

(1) 災害廃棄物処理の状況

平成29年9月現在 ※福島県の対策地域を除く

	災害廃棄物			津波堆積物			合計		
	推計量 (万トン)	処理量 (万トン)	割合 (%)	推計量 (万トン)	処理量 (万トン)	割合 (%)	推計量 (万トン)	処理量 (万トン)	割合 (%)
岩手県	439	439	100	184	184	100	623	623	100
宮城県	1,223	1,223	100	728	728	100	1,951	1,951	100
福島県	302	304	101	136	136	100	438	440	100

(2) 広域処理（岩手県・宮城県）

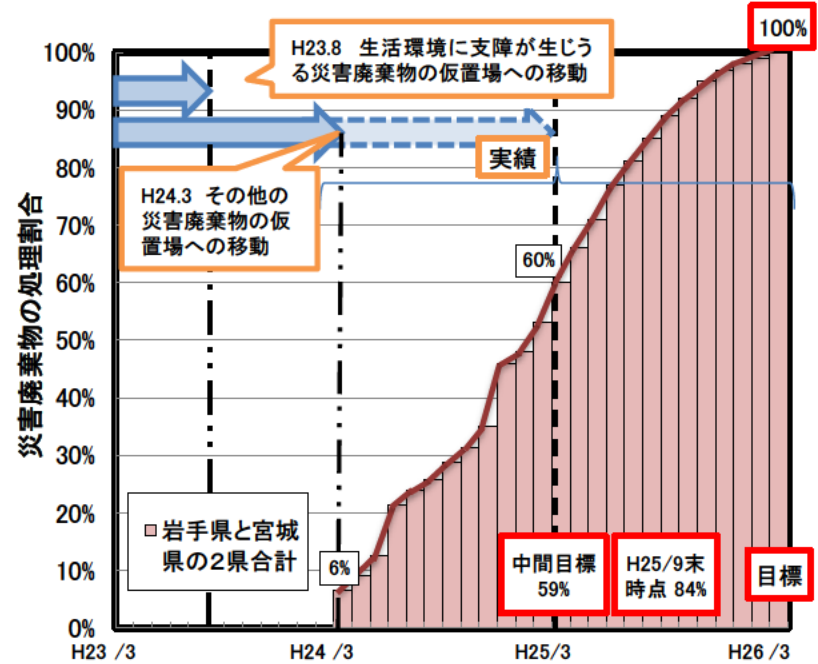
- ・ 1都1府16県で約62万トンを広域処理。
- ・ 可燃物・木くずの約1割、不燃混合物や漁具・漁網の約5割の処理に貢献。

(3) 再生利用

- ・ 災害廃棄物の約8割、津波堆積物のほぼ全量を再生利用。
- ・ このうち、公共事業等（堤防復旧、海岸防災林、港湾整備等）において約1,339万トンを利用。

(4) 福島県の対策地域の処理状況

- ・ 放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染廃棄物対策地域の11市町村において、国が直轄で災害廃棄物等処理を実施。
- ・ 令和3年9月末時点で、約316万トンの災害廃棄物等（帰還困難区域を含む）を仮置場に搬入完了（うち、約54万トンを焼却処理済、約200万トンを再生利用済、約20万トンが最終処分済）。



岩手県・宮城県沿岸市町村の災害廃棄物の処理目標と実績 3

3 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況①

○安全・安心のための基盤整備関係(被災地域の安全を確保するための各種インフラの復旧・復興状況) (令和3年9月末時点)




項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況	項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況																
■海岸対策 (本復旧・復興工事に着工した地区海岸、本復旧・復興工事が完了した地区海岸の割合)	88% 100% (完了) (着工)	単位:地区海岸 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>復旧</td> <td>復興</td> <td>全体</td> </tr> <tr> <td>着工</td> <td>452</td> <td>169</td> <td>621</td> </tr> <tr> <td>完了</td> <td>416</td> <td>133</td> <td>549</td> </tr> <tr> <td>計画数</td> <td>452</td> <td>169</td> <td>621</td> </tr> </table> ※「復旧」とは、災害復旧事業により行う復旧工事のこと。 ※「復興」とは、社会資本整備総合交付金又は農山漁村地域整備交付金により行う整備工事のこと。 ※国が避難指示区域等として設定した、福島県内の12市町村を除く。		復旧	復興	全体	着工	452	169	621	完了	416	133	549	計画数	452	169	621	■下水道 通常処理に移行した下水処理場※の割合 ※被災前と同程度の放流水質まで処理が実施可能となった処理場。	【復旧】 100%(完了)	移行済みの処理場数 73 災害査定を実施した処理場数 73
	復旧	復興	全体																		
着工	452	169	621																		
完了	416	133	549																		
計画数	452	169	621																		
■海岸防災林の再生 (本復旧工事に着工した海岸防災林、本復旧工事が完了した海岸防災林の割合)	89% 100% (完了) (着工)	着工延長 164km 完了延長 147km 要復旧延長 164km※ ※青森県～千葉県における延長	■水道施設 (本復旧・復興工事に着工・一部供用開始・完了した水道事業数の割合)	【復興】 88%(完了) 92%(一部供用開始) 100%(着工)	着工地区数 25 一部供用開始地区数 23 完了地区数 22 計画地区数 25																
■河川対策 (直轄区間) (本復旧工事が完了した河川管理施設(直轄管理区間)の割合)	100%	完了箇所数 2,115 被災した河川管理施設の箇所数 2,115 ※旧北上川(本復旧工事完了済)では、引き続き地震・津波対策を実施中。	■水道施設 (通常査定) 100%(着工) 99%(完了) (特例査定) 59%(完了) 100%(一部供用開始) 100%(着工)	着工 184事業 ※通常査定復旧方法を確定させた上で実施した災害査定。(避難指示区域を含む) 完了 182事業 査定 184事業																	
■河川対策 (県・市町村管理区間) (本復旧工事が完了した河川管理施設(県・市町村管理区間)の割合)	98%	完了箇所数 1,046 被災した河川管理施設の箇所数 1,070	■災害廃棄物の処理 (災害廃棄物の処理が完了した割合)	100%	処理量 1,843万t※ 推計量 1,843万t※ ※市街地復興パターン検討調査を実施した43市町村分に限る。 (福島県南相馬市の分別土砂の再生利用を除き、平成29年3月末時点で処理完了)																
■河川対策 (県・市町村管理区間) (本復旧工事が完了した河川管理施設(県・市町村管理区間)の割合)	98%	完了箇所数 1,046 被災した河川管理施設の箇所数 1,070	■海岸対策の状況 仙台湾南部海岸▶ (国施工区間(代行区間含む)について、全区間(40km)の施工を平成29年3月末に完了した。	(被災状況)	(本復旧完了)																



3 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況②

○ 交通関係(被災地の交通ネットワークの復旧・復興状況)

(令和3年9月末時点)

項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況	項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
交通網(道路) (直轄区間) (本復旧が完了した 道路開通延長の割合)	100%	完了済み開通延長 1,161km 主要な直轄国道※の 総開通延長 1,161km ※避難指示解除準備区域等を含む ※岩手、宮城、福島県内の国道4号、 6号、45号に限る。	交通網(港湾) (本復旧工事が完了した 復旧工程計画に定められた 港湾施設の割合)	100%	完了箇所数 131 被災した港湾施設の 箇所数 131
交通網(道路) (県・市町村管理区間) (本復旧が完了した 道路路線数の割合)	99%	完了済み路線数 6,217路線 被災した道路の路線数 6,262路線	道路の状況 復興道路 三陸沿岸道路 田野畑南～尾肝要 (6.0km)開通 (R3.7.10)		
交通網(道路) (復興道路・復興支援道路) (復興道路・復興支援道路の着工率 復興道路・復興支援道路の整備率)	95% 100% (完了) (着工)	着工済延長 570km※1 供用済延長 541km ※1: 工事着手したIC間延長 計画済延長 570km※2 ※2: 事業中区間と供用済区間の合計	鉄道の状況 JR常磐線 浪江駅～富岡駅間 運転再開(R2.3.14)		
交通網(鉄道) (運行を再開した 鉄道路線延長の割合)	100%	運行再開した路線延長 2,350.9km※1 ※2 被災した路線延長 2,350.9km※1 ※3 ※1: 岩手、宮城、福島県内の旅客鉄道分を計上 ※2: JR大船渡線・気仙沼線のBRT による本格復旧分を含む ※3: 避難指示解除準備区域等を含む (JR常磐線 浪江～富岡駅間(20.8km)を含む)	港湾の状況 仙台塩釜港 (仙台港区中野地区) コンテナの荷役		

3 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況③

○ 公営住宅・まちづくり関係 (被災者が安心して生活するために必要な住宅等の復旧・復興状況) (令和3年9月末時点)


項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況	項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
■ 復興まちづくり (民間住宅等用宅地※1) (造成工事の着工数、 造成工事の完了数の割合) ※1: 高台移転を指しており、 ・防災集団移転促進事業 ・土地区画整理事業 ・漁業集落防災機能強化事業 の3事業の合計。	【地区ベース】※2 100% (完了)	着工 393地区 完了 393地区 計画 393地区	■ 復興まちづくり (防災集団移転促進事業) (造成工事の着工数 造成工事の完了数 の割合) ※災害公営住宅のみにより宅地供給される地区を含む ※供給計画は「住まいの復興工程表」(R3.3末時点)による。	【地区ベース】 100% (完了)	着工 324地区 完了 324地区 計画 324地区
	【戸数ベース】 100% (完了)	着工 18,226戸 完了 18,226戸 計画 18,226戸		【戸数ベース】 100% (完了)	着工 8,373戸 完了 8,373戸 計画 8,373戸

※2: 地区数については、土地区画整理のうち防集や災害公営住宅のみにより宅地供給される地区、防集のうち災害公営のみにより宅地供給される地区といった重複地区を除く。

高台移転


防災集団移転促進事業 ▶

〔 岩手県宮古市田老地区 〕



漁業集落防災機能強化事業 ▶

〔 宮城県女川町大石原浜地区 〕





■ 復興まちづくり (土地区画整理事業) (造成工事の着工数 宅地の引渡開始地区数 造成工事の完了数 の割合) ※防災集団移転促進事業や災害公営住宅のみにより宅地供給される地区を含む ※供給計画は「住まいの復興工程表」(R3.3末時点)による。	【地区ベース】 100% (完了)	着工 50地区 宅地引渡開始 50地区※1 完了 50地区 計画 50地区
	【戸数ベース】 100% (完了)	着工 9,358戸 完了 9,358戸※2 計画 9,358戸
■ 復興まちづくり (漁業集落防災機能強化事業) (事業費措置の地区数 造成工事の着工数 造成工事の完了数 の割合) ※供給計画は「住まいの復興工程表」(R3.3末時点)による。	【地区ベース】 100% (完了)	着工 36地区 完了 36地区 計画 36地区
	【戸数ベース】 100% (完了)	着工 495戸 完了 495戸 計画 495戸

※1: 宅地の一部を引渡した地区を計上

※2: 一部完了地区で供給された戸数も含む

3 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況④

○ 公営住宅・まちづくり関係 (被災者が安心して生活するために必要な住宅等の復旧・復興状況) (令和3年9月末時点)

項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況	項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
■復興まちづくり (津波復興拠点整備事業) (造成完了した地区数の割合)	100%(完了)	完了地区数 24 計画地区数 24※ <small>※津波復興拠点整備事業として復興交付金の配分可能額通知を受けた地区のうち一団地の津波防災拠点市街地形成施設として都市計画決定をした地区数</small>	■復興まちづくり (学校施設等) (復旧が完了した公立学校施設の割合)	99%	完了学校数 2,319 <small>(応急仮設校舎や間借り等により、全ての学校で教育活動は再開済み)</small> 災害復旧事業申請学校数 2,328※ <small>※申請予定も含む</small>
■復興まちづくり (造成宅地の滑動崩落防止) (対策工事が完了した地区数の割合)	100%(完了)	完了地区数 182 計画地区数 182※ <small>※復興交付金の配分可能額通知を受けた地区のうち、対策工事が必要な地区数</small>	■災害公営住宅 (災害公営住宅の用地確保が完了した戸数 建築工事に着手した戸数 建築工事が完了した戸数の割合)	100%(用地確保) 100%(工事着手) 100%(工事完了)	用地確保済み戸数 30,230 (29,654) 建築工事着手戸数 30,077 (29,654) 建築工事完了戸数 30,077 (29,654) 計画戸数 30,230 (29,654) <small>※()内の数値は調整中及び拂還者向け災害公営住宅を除いた戸数</small>
■復興まちづくり (医療施設) (医療施設等災害復旧費補助金を活用して復旧整備をした医療施設の割合)	100%	復旧した医療施設数 298 被災した医療施設数 298	学校施設等の状況 鳴瀬桜華小学校 (宮城県東松島市)		
(医療機能の回復) (被災三県において被災した病院のうち、受入制限又は受入不可から回復した病院の割合)	98%	受入回復した病院数 179 入院の受入制限又は受入不可を行った病院※数 182 <small>※避難指示区域内(平成24年時点)、廃止済みの病院を除く。</small>	災害公営住宅の状況 東町地区 (福島県須賀川市)		

3 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況⑤

○ 農林水産業関係(被災地域の主な産業基盤である農業、林業、水産業の復旧・復興状況) (令和3年9月末時点)

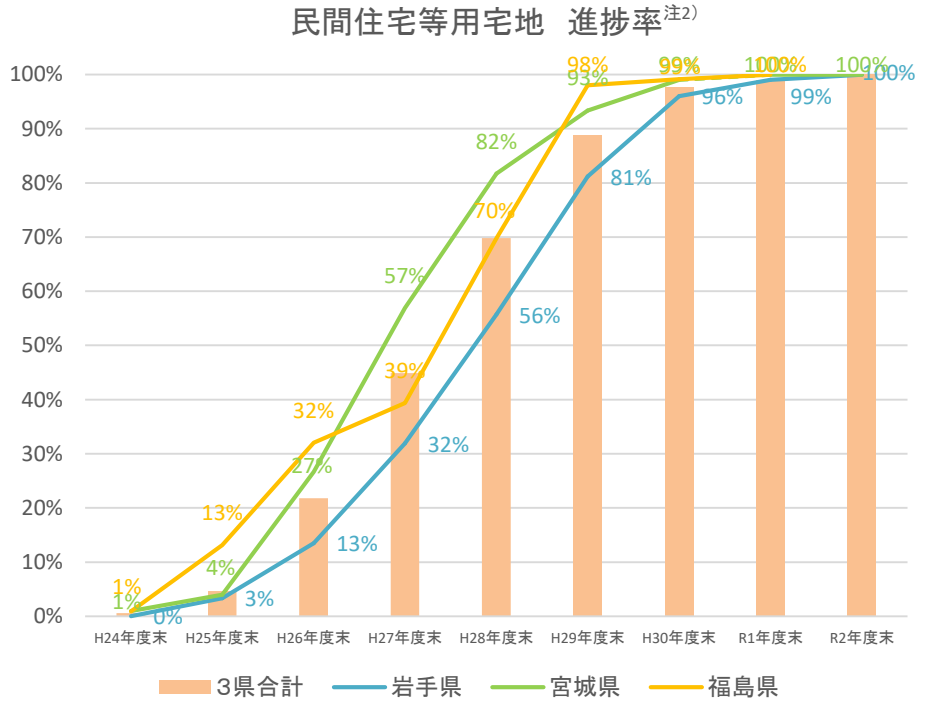
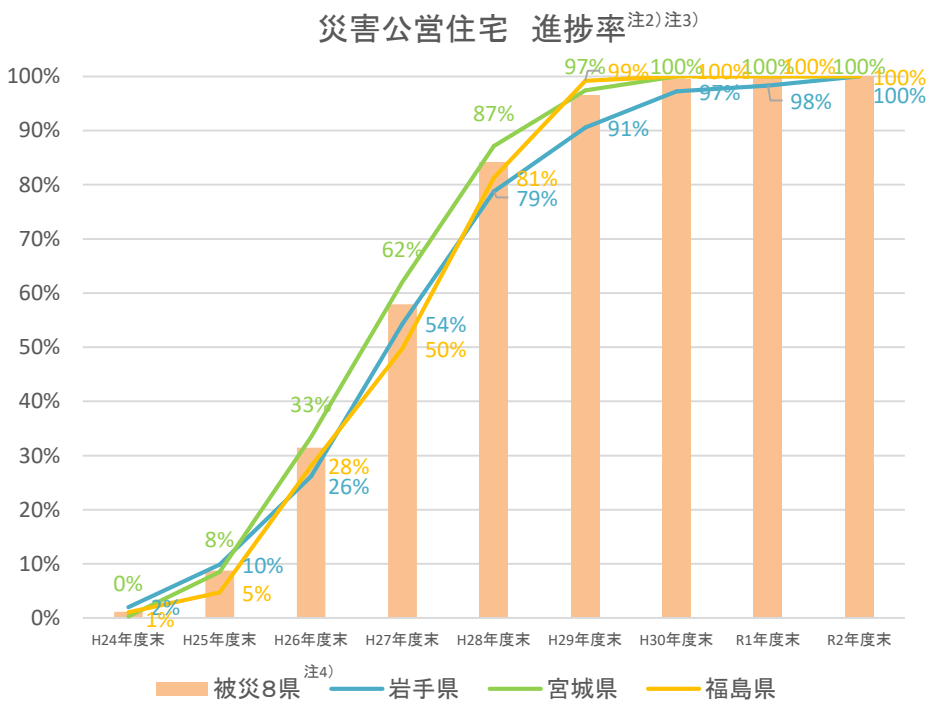
項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況	項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
■農地 (津波被災農地面積のうち 営農再開可能面積の割合)	<p>94%</p>	営農再開可能面積 18,560ha 津波被災農地面積※ (農地転用等を除く) 19,690ha <small>※青森県～千葉県における津波被災農地面積21,480ha(避難指示区域を含む)</small>	■漁港 (陸揚げ岸壁の機能が全て 回復した漁港、一部でも陸 揚げが可能となった漁港 の割合)	<p>98% (完了) 100% (一部完了を含む)</p>	全機能が回復済み の漁港数 314 一部機能が回復済み の漁港数 5 被災した漁港数 319
■排水機場(農業用) (本復旧に着手した、又は 本復旧が完了した主要な 排水機場の割合)	<p>100% (完了)</p>	着工箇所数 96箇所 完了箇所数 96箇所 復旧が必要な主要な 排水機場 96箇所	■漁場(養殖) (がれき撤去が完了した 養殖漁場の割合)	<p>99%</p>	がれき撤去完了箇所数 1,134 養殖漁場の箇所数 1,139※ <small>※再流入による追加箇所数を含む</small>
■養殖施設 (養殖施設の復旧の割合)	<p>100%</p>	復旧した施設数 68,893※ <small>※岩手県及び宮城県における施設数</small> 養殖業再開希望者 の施設数 68,893※ <small>※岩手県及び宮城県における施設数</small>	■漁場(定置) (がれき撤去が完了した 定置漁場の割合)	<p>100%</p>	がれき撤去完了箇所数 988 定置漁場の箇所数 988※ <small>※再流入による追加箇所数を含む</small>
■定置網 (大型定置網の復旧の割合)	<p>100%</p>	復旧数 143 操業再開希望数 143	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> 農地の状況 (仙台市) 営農を再開した農地 </div> <div style="width: 45%;"> 漁港の状況 (気仙沼漁港) 陸揚げ岸壁の復旧 </div> </div>		

4 住宅再建に向けた取組（災害公営住宅・民間住宅等用宅地の整備）

- 住宅再建や復興まちづくりの加速化に向けて、復興交付金による支援、円滑な施工確保の支援等を実施。
 - 災害公営住宅の整備や高台の宅地造成は、2020年末に全て完成した。
- ※調整中及び帰還者向けの災害公営住宅を除く

復興まちづくりの進捗状況(令和2年12月末時点)

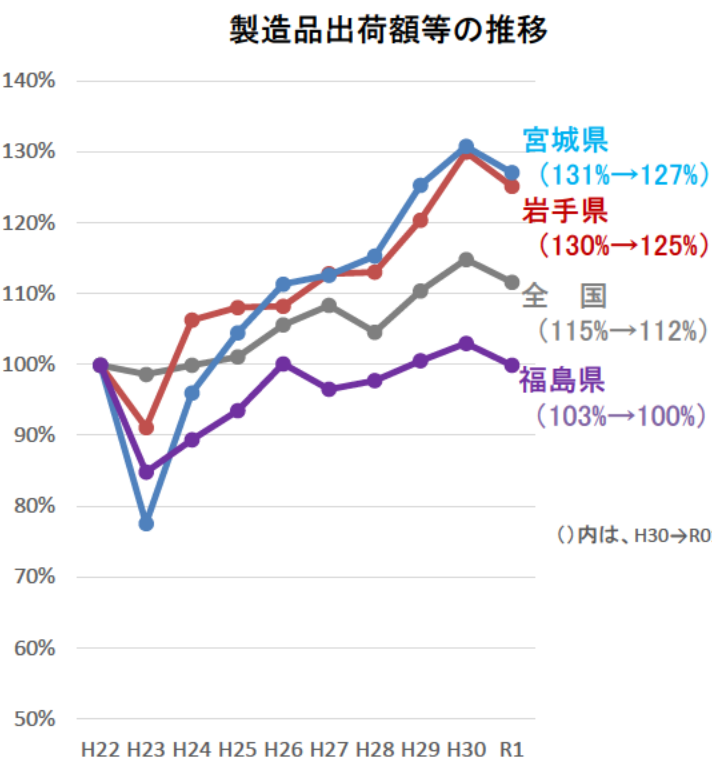
・被災3県で、民間住宅等用宅地^{注1)}、災害公営住宅は令和2年12月に計画戸数の全てが完成。



注1) 民間住宅等用宅地は、防災集団移転促進事業、土地区画整理事業、漁業集落防災機能強化事業の3事業を指す。
 注2) 令和2年度末の進捗率に関しては、災害公営住宅及び民間住宅等用宅地の供給状況(令和2年12月末時点)に基づいて記載。
 注3) 災害公営住宅の進捗率には、調整中及び帰還者向けの災害公営住宅の戸数を含まない。
 注4) 被災8県とは、岩手県、宮城県、福島県の3県に加え、青森県、茨城県、千葉県、長野県、新潟県の5県を合わせた計8県のことである。

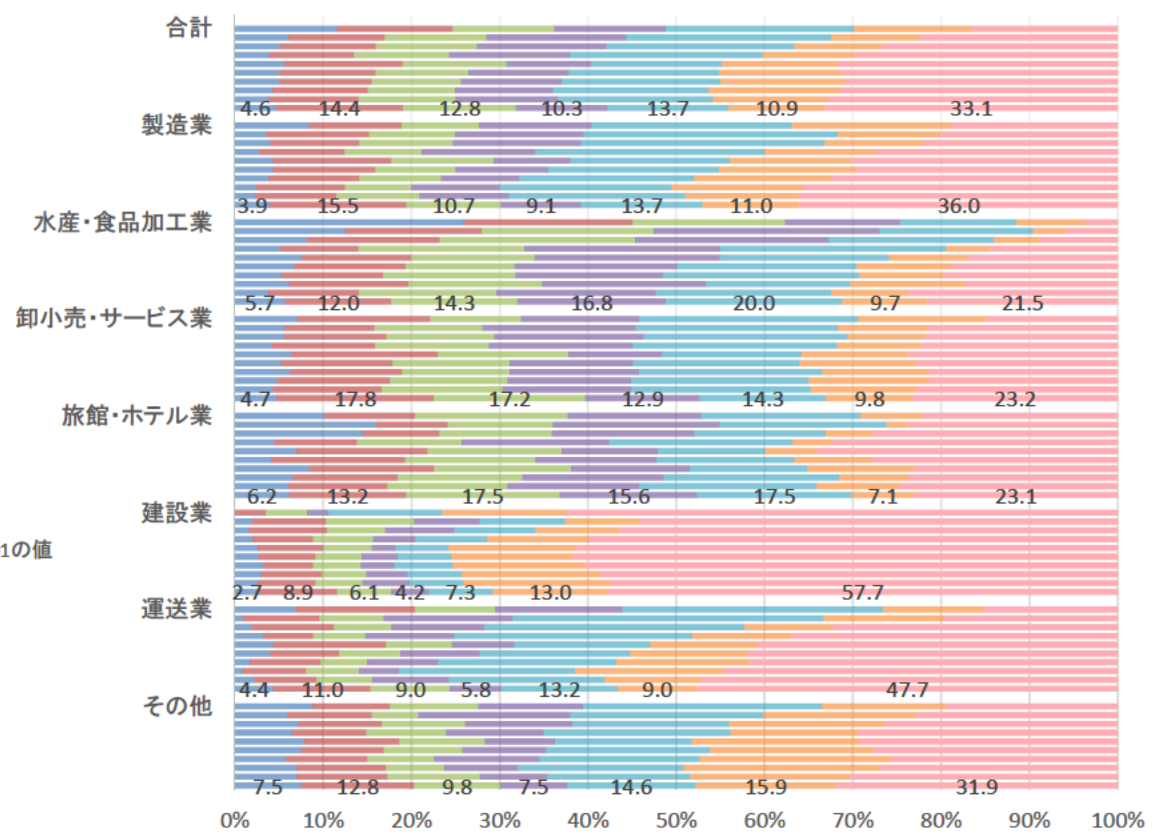
5 産業の復旧・復興の状況①

- 被災3県の製造品出荷額等は、概ね震災前の水準まで回復した。
- グループ補助金交付先アンケートでは、現在の売上げ状況が震災直前の水準以上まで回復していると回答した企業の割合は、44.0%。
- 業種別に見ると、震災直前水準以上に売上げが回復しているという割合が最も高いのは建設業(70.7%)、次いで運送業(56.7%)。最も低いのは、旅館・ホテル業(30.2%)、次いで水産・食品加工業(31.2%)。



出典：経産省「工業統計」

売上げの回復状況(グループ補助金交付先アンケート調査)
 ※上から順にH24.2、H24.9、H25.6、H26.6、H27.6、H28.7、H29.6、H30.6、R1.6、R2.6の調査結果



■ 1割以下 ■ 1~3割 ■ 3~5割 ■ 5~7割 ■ 7~9割 ■ 変化なし ■ 増加

※1割以下には売上なしも含む。(資料：東北経済産業局調査を元に復興庁作成)

5 産業の復旧・復興の状況②

○ 津波被災農地の営農再開に向けて農地復旧や除塩等を進めており、農地復旧と一体的に農地の大区画化や利用集積を進めるなど、全国のモデルとなるような取組を推進。

① 農林水産業における農地の復旧状況

○ 6県（青森・岩手・宮城・福島・茨城・千葉）の津波被災農地から農地転用が行われたもの等を除く復旧対象農地（19,690ha）のうち、18,560haで営農再開が可能。（令和3年7月末時点）

② 農地の大区画化の状況

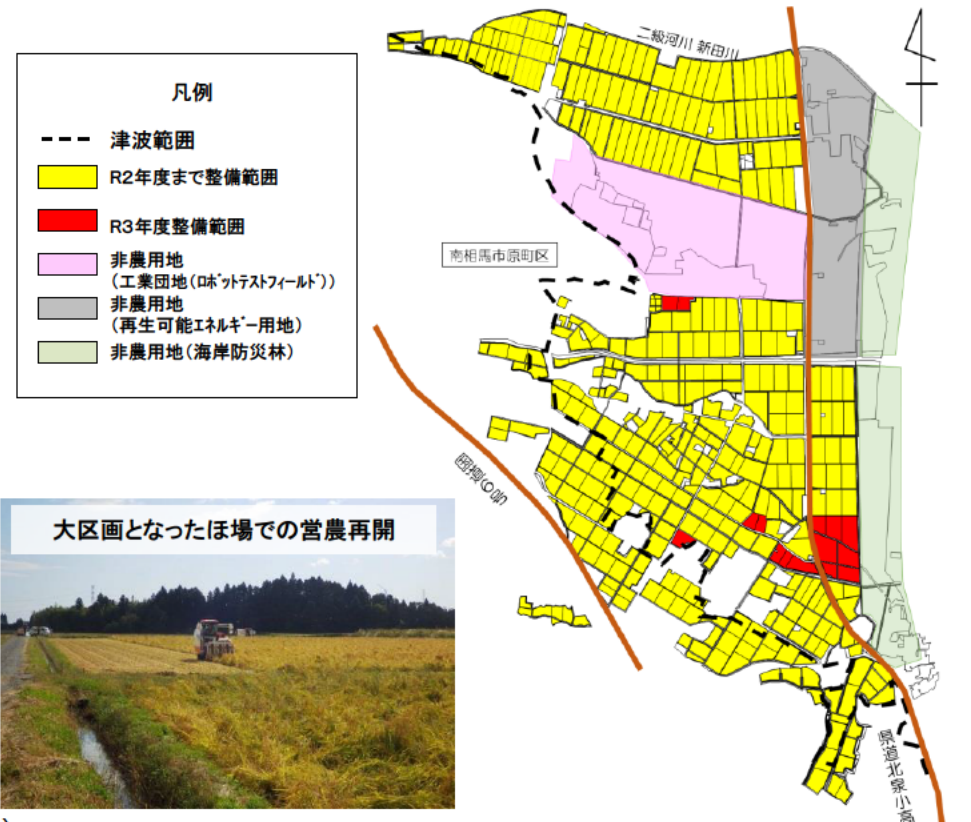
○ 岩手県、宮城県、福島県においては、復興交付金等を活用し、面的な集積による経営規模拡大や土地利用の整序化を図る農地の大区画化等に取り組み中。

農地の大区画化の県別面積 (ha)			
県名	大区画化に取り組む地区の計画面積 (注1)	整備完了面積【全体】	左記のうち大区画化を行った面積 (注2)
岩手県	50	50	10
宮城県	6,490	6,490	5,680
福島県	1,970	1,630	1,310
計	8,510	8,170	7,000

注1：津波被災農地と一体的に整備する農地を含む。（令和3年3月末時点）
 注2：大区画化とは、農地を0.5ha以上の区画に整備するもの。

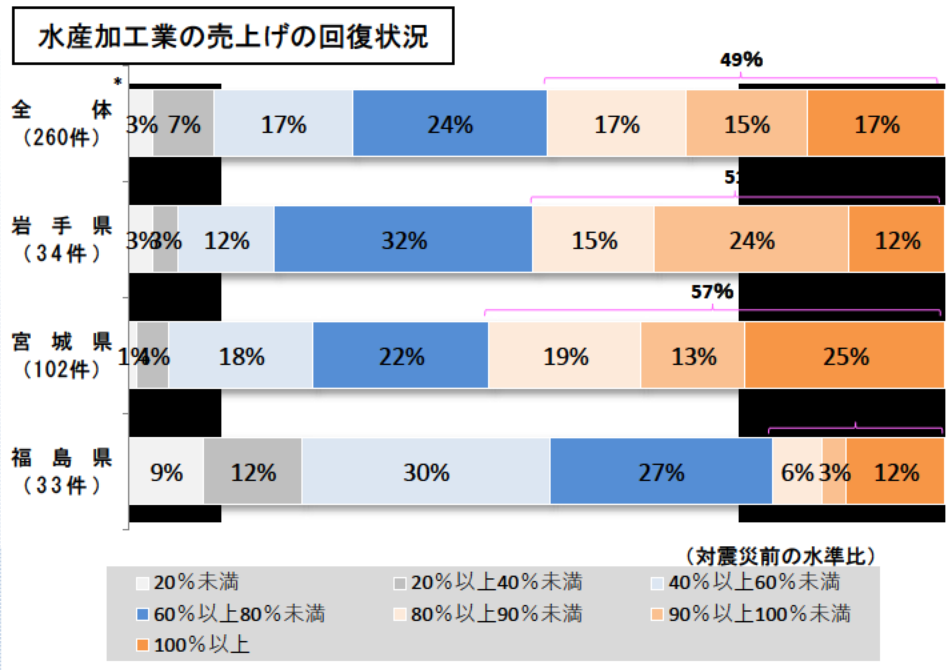
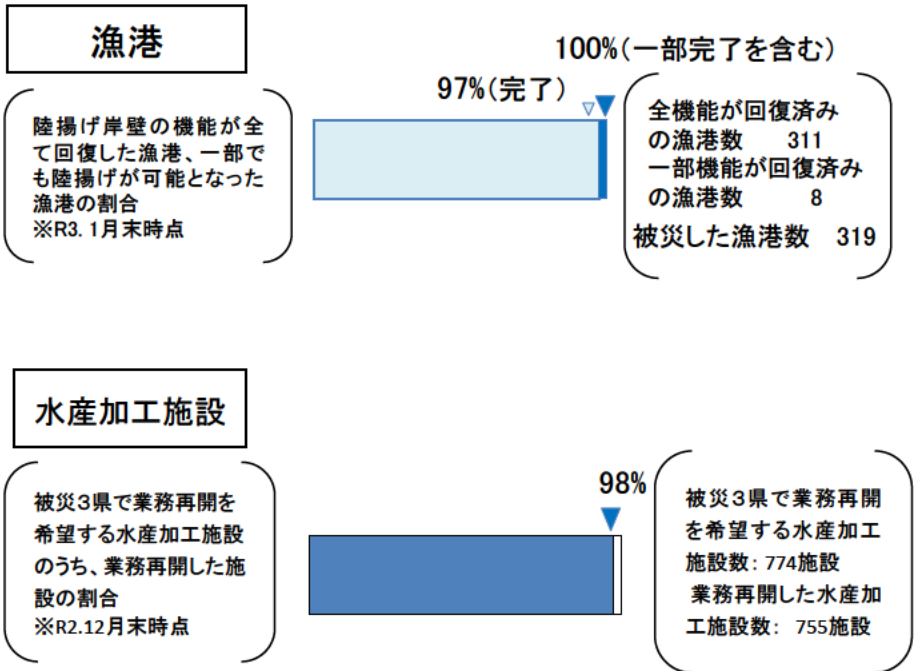
事例：福島再生加速化交付金（原町東地区（南相馬市）） 大区画化整備図

※福島県の原町東地区（地区面積：525ha）では、生産性の高い大規模な営農を展開するため、被害が甚大であった農地の復旧と併せて、ほ場を大区画化（10～30a→標準区画1.2ha）する計画。



5 産業の復旧・復興の状況③

- 被災した漁港の全てで陸揚げ機能が回復し、被災3県(岩手県、宮城県、福島県)の水産加工施設の9割以上で業務を再開。引き続き、漁港の復旧を実施するとともに、高度衛生管理に対応した荷捌き所の整備や水産加工施設の復旧を推進。
- 水産加工業の売上げは回復途上。青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の水産加工業者のうち、売上げが震災前の水準以上まで回復した割合は17%、8割以上回復した割合は49%にとどまる。引き続き、水産加工業における販路の回復・開拓等の取組を支援。

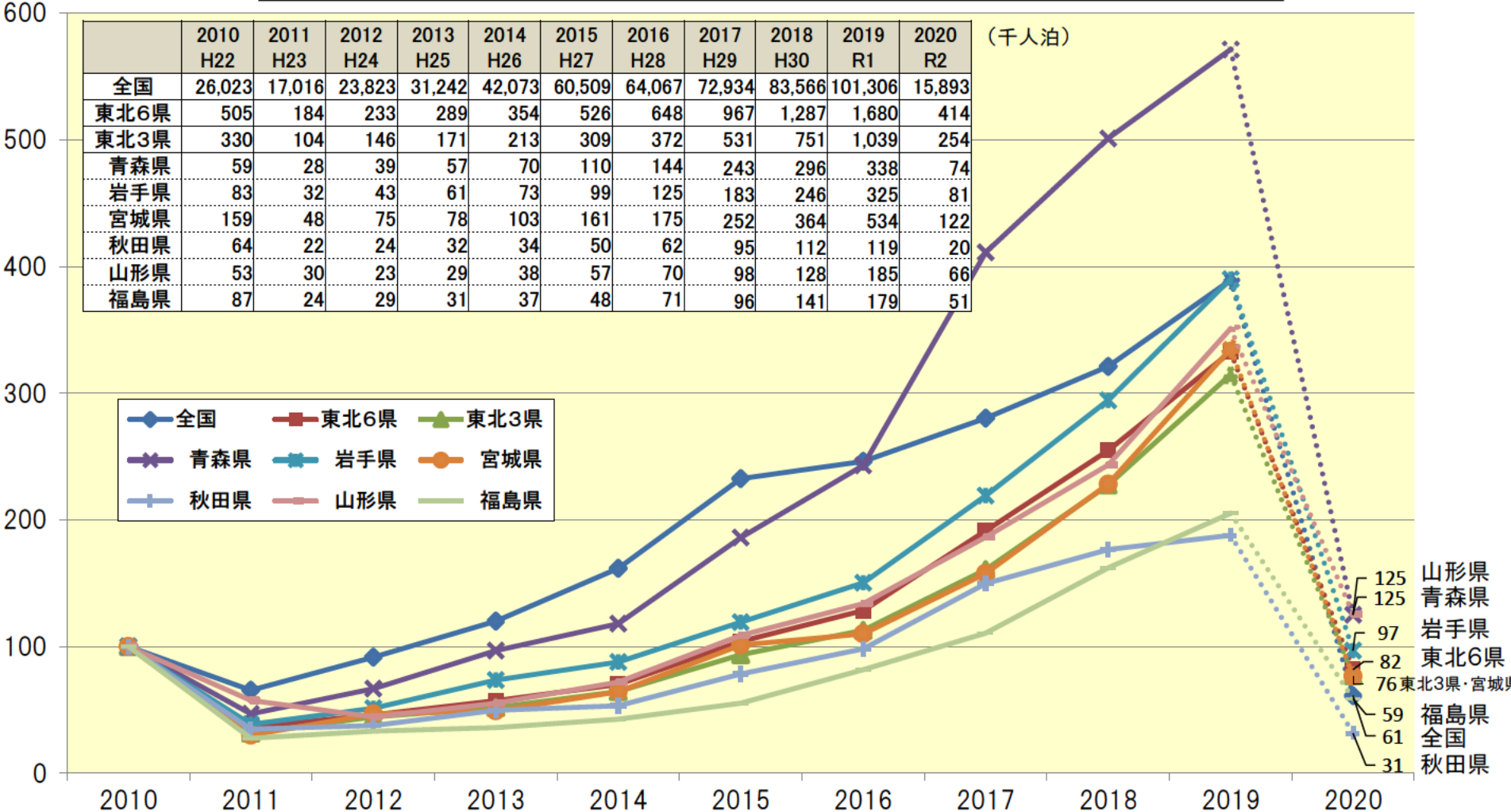


*「全体」とは、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県の合計を指す。
資料: 令和3年4月 水産庁
「水産加工業者における東日本大震災からの復興状況アンケート(第8回)」

6 産業の復旧・復興の状況④

- 東北6県の外国人延べ宿泊者数は、震災直後の約51万人泊から2019年には約168万人泊と、2020年までに150万人泊とする目標を1年前倒して達成。
- 2020年は新型コロナウイルス感染症による影響により、外国人観光客が激減するなど、被災地においても大変厳しい状況。引き続き、観光庁等と連携し、東北の観光振興に向けた取組を促進。

○各県へ来訪した外国人延べ宿泊者数の推移（2010年を100とした場合の指数）



※従業員数10人以上の施設における延べ宿泊者数。

(出典:観光庁宿泊旅行統計)

6 産業の復旧・復興の状況⑤

(株)東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定期間満了後について

- 東日本大震災により過大な債務を負っている事業者であって事業の再生を図ろうとするものに対し、金融機関からの債権買取り等を通じて、二重ローン問題を解消しつつ、事業の再生を支援(最長15年間支援)。
- 平成23年11月、議員立法により機構法が成立。平成24年2月に機構を設立し、同年3月から業務開始。
- 復興の基本方針(令和3年3月閣議決定)に沿って「支援決定した事業者の再生に全力で取り組む」。
- 機構は業務の完了(最後に支援決定した令和3年3月から最長15年)により解散する。

これまでの取組状況(令和3年9月末現在)

- 支援決定件数等(令和3年3月31日に終了)

相談件数:2,939件 支援決定件数:747件 債権買取:712件、1,327億円 債務免除:528件、664億円

※上記の他、買取債権に係る金利減免・劣後債権化により、金利負担を軽減。新規融資への保証付与により、金融機関からの新規融資の獲得を後押し。

- 支援完了件数:222件

※支援継続中の525件の事業者について、継続的な状況把握、販路開拓等の本業支援を実施中。

地域別の支援決定先等の状況

(単位:先)

被災地区分	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	千葉県	その他	合計
支援決定	56	167	346	89	60	13	16	747
うち支援完了 (令和3年9月末)	31	48	84	38	11	4	6	222

※支援決定件数は令和3年3月末時点の計数

※その他＝北海道、青森県、新潟県、栃木県、群馬県、埼玉県、長野県、静岡県、東京都

6 復興特区制度の活用状況 (税制上・金融上の特例による投資・雇用実績)

税制上の特例による投資・雇用実績

- 県・市町村が作成する復興推進計画において、特例の対象区域や集積を目指す業種を記載。
- 内閣総理大臣による復興推進計画の認定後、県・市町村が税制特例の対象となる具体の事業者を指定。
- 指定事業者等に対し、投資に係る特別償却等や被災雇用者等を雇用した場合に税額控除の特例を適用。
- 指定件数が約6,600者となり、投資額等の増加として効果が現れている。

(令和3年9月末現在) ○活用事例 (宿泊施設の建設)

	H23年度 H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	累計
計画認定数	17	3	2	2	4	1	1	0	0	7	37
指定件数	1,658	1,037	879	700	481	355	409	325	755	-	6,599
指定事業者等による投資額(億円)※1	4,177	4,675	4,863	5,561	4,876	4,722	5,470	5,939	4,843	-	45,126
指定事業者の雇用人数(人)※2	55,692	73,912	101,374	110,946	110,313	88,100	47,287	31,955	21,878	-	-

建物が全壊した宿泊業者が、特区法による税制特例を活用し、沿岸部から高台に造成した土地に建物を移転新築して営業を再開。



宿泊施設外観
(陸前高田市)

(※1) 特別償却または税額控除

(※2) 事業者は指定後5年間税額控除可能。雇用数は、当該年度以前の指定事業者分を含む

※復興庁設置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第46号)等の改正前の状況

金融上の特例による投資・雇用実績

- 一定の雇用創出等が見込め、一定規模の借入れ(3億円以上)を伴う事業に対し、利子補給金を支給(5年間,上限0.7%)
- 内閣総理大臣による復興推進計画の認定後、融資実行毎に指定金融機関と利子補給契約を締結。
- 認定件数は概ね毎年10件~30件前後で推移。認定の効果が投資額・雇用数の増加として現れている。

(令和3年9月30日現在)

	H23・24 年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	累計
計画認定数	25	32	35	28	31	22	25	16	8	1	223
事業数	25	32	35	28	31	22	25	16	8	1	223
融資見込額(億円)	745	602	637	630	396	495	326	212	147	4	4,194
投資見込額(億円)	2,648	1,522	1,788	1,363	1,297	1,032	518	451	248	8	10,875
新規雇用予定者数(人)	1,541	1,671	1,260	2,077	637	870	502	391	197	5	9,151

○活用事例 (食品卸売事務所・加工場の建設)

女川町の法人(冷凍事業者と水産加工事業者が共同して設立)が復興交付金に係る補助を受けて新設した水産加工品製造工場等について、自社借入分に対する利子補給を実施。(税制特例も適用)



水産加工場外観
(女川町)

※四捨五入の関係上、合計が符合しない場合がある。

7 避難者数・避難指示解除の状況

【避難者の状況】 (2021年11月時点)

東日本大震災による福島県全体の避難者
約3.5万人

※ピーク時(2012年5月)は約16.5万人

避難指示区域からの避難対象者
約2.2万人

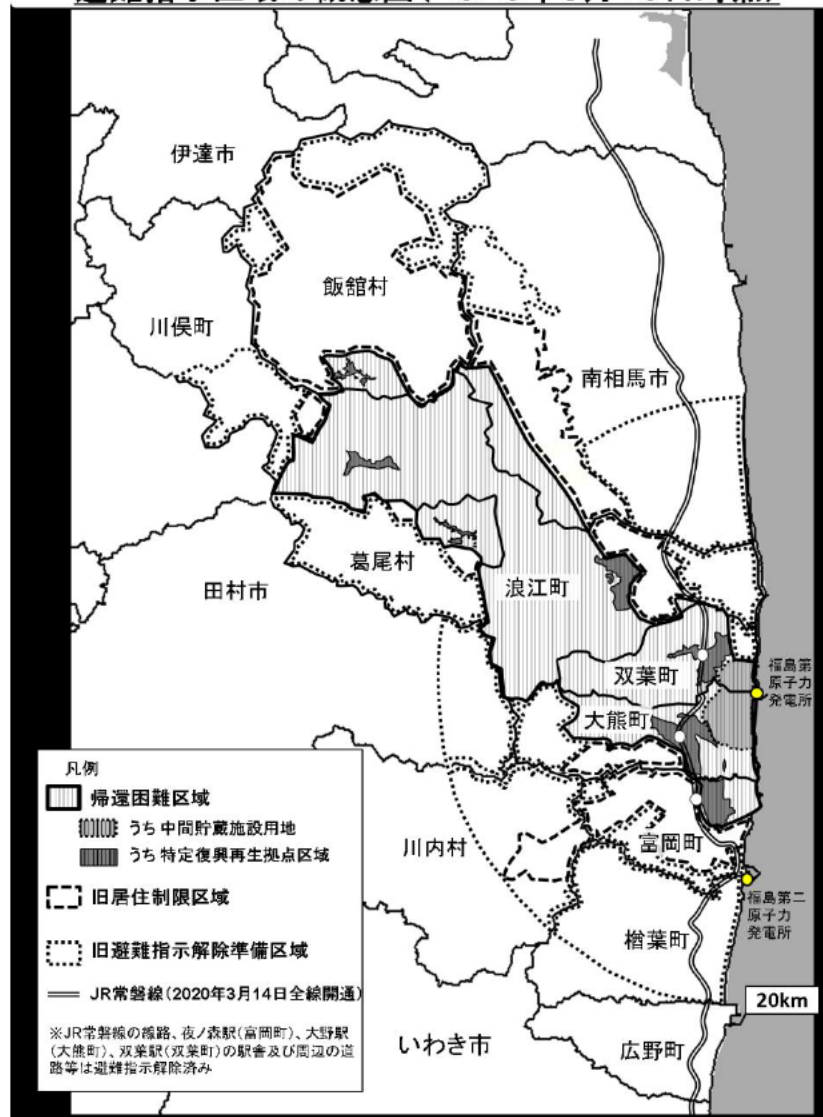
〔6町村の帰還困難区域〕

※避難指示区域設定時(2013年8月)は約8.1万人

【最近の避難指示解除の状況】

- | |
|--|
| (1) 田村市：2014年4月1日 避難指示解除準備区域を解除 |
| (2) 楡葉町：2015年9月5日 避難指示解除準備区域を解除 |
| (3) 葛尾村：2016年6月12日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除
川内村：2016年6月14日 避難指示解除準備区域を解除
(2014年10月1日に、一部地域で避難指示解除を実施するとともに居住制限区域を避難指示解除準備区域に見直し)
南相馬市：2016年7月12日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除 |
| (4) 飯館村：2017年3月31日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除 |
| (5) 川俣町：2017年3月31日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除 |
| (6) 浪江町：2017年3月31日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除
富岡町：2017年4月1日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除 |
| (7) 大熊町：2019年4月10日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除 |
| (8) 双葉町：2020年3月4日 特定復興再生拠点区域の一部解除、
避難指示解除準備区域を解除 |
| (9) 大熊町：2020年3月5日 特定復興再生拠点区域の一部解除 |
| (10) 富岡町：2020年3月10日 特定復興再生拠点区域の一部解除 |

避難指示区域の概念図(2020年3月10日時点)



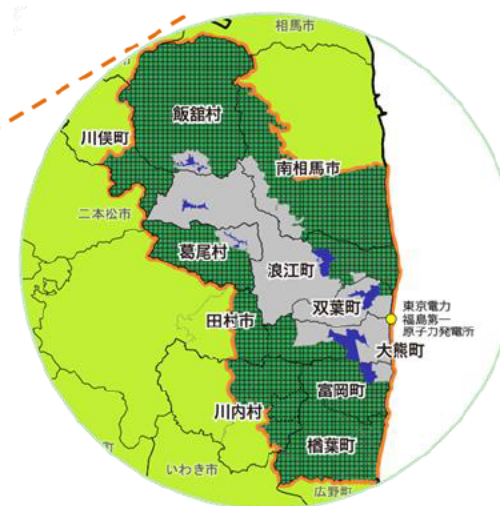
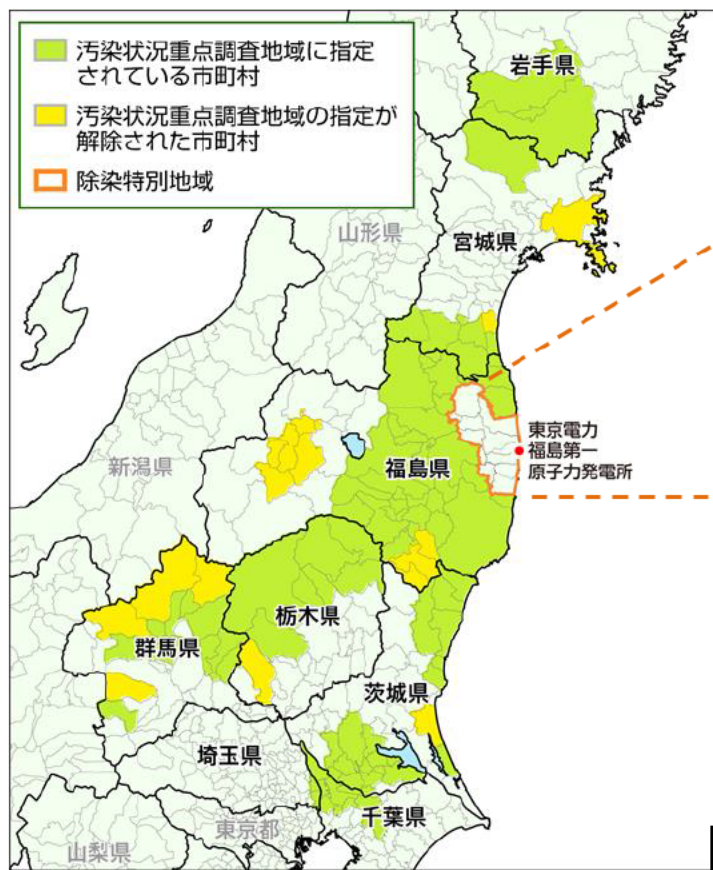
(備考) ・東日本大震災による福島県全体からの避難者数は、福島県「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報」(第1782報:2021年11月5日)による。
・避難指示区域からの避難対象者数は、市町村から聞き取った情報(2019年4月1日時点の住民登録数)を基に原子力被災者生活支援チームが算出した。

8 除染の進捗状況

○ 2018年3月19日までに、帰還困難区域を除き、8県100市町村の全てで面的除染が完了。
 (帰還困難区域については、特定復興再生拠点区域で除染を実施中。)

<汚染状況重点調査地域(市町村除染)>

<除染特別地域(国直轄除染)>



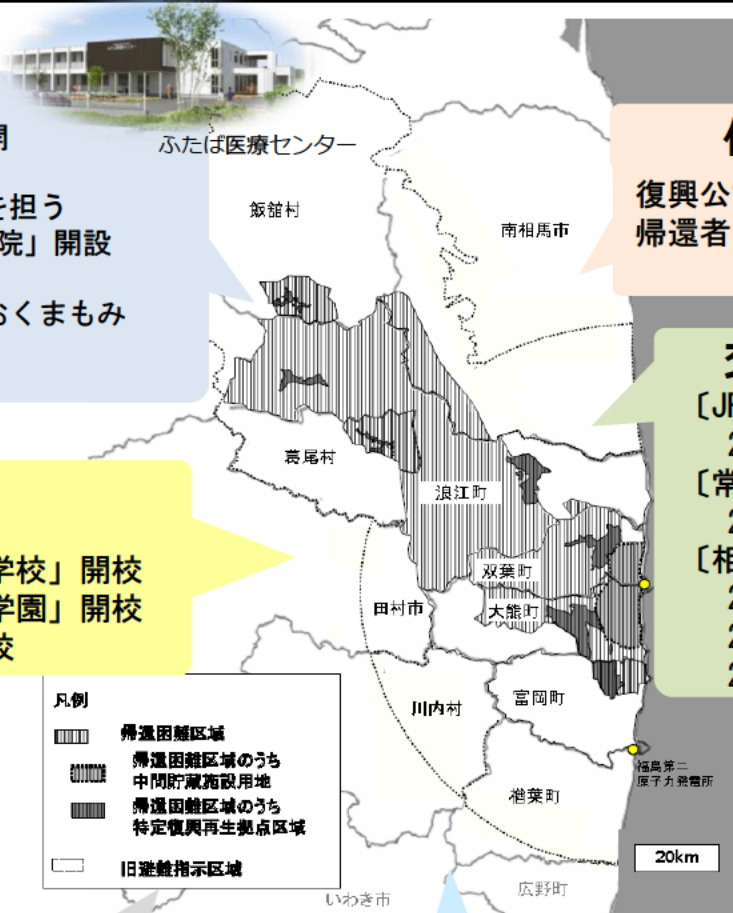
	面的除染完了市町村		
		汚染状況重点調査地域 (93)	除染特別地域 (11)
福島県内	43※	36	11
福島県外(7県)	57	57	—
合計	100	2018年3月に完了	2017年3月に完了

9 生活環境整備の状況

○ 医療・介護・教育など、避難指示解除区域に**帰還し、あるいは帰還しようとする住民が安心して生活を再開するための環境整備**に取り組んでいる。

医療・介護・福祉

- 2018年4月 南相馬市 「特別養護老人ホーム 梅の香」再開
- 2018年4月 富岡町 24時間体制で地域の中核的な医療を担う「福島県ふたば医療センター附属病院」開設
- 2020年4月 大熊町 「認知症高齢者グループホーム おおくまもみの木苑」開設
- 2021年2月 大熊町診療所 開所



教育

- 小中学校再開：10市町村再開済
- 新規開校等：
 - 2019年4月 「ふたば未来学園中学校」開校
 - 2020年4月 「いたて希望の里学園」開校
 - 2021年4月 「川内小中学園」開校

田ノ入工業団地
手前：リセラ
奥：大橋機産



住まい

復興公営住宅：計画戸数4,890戸うち4,767戸完成
帰還者向け災害公営住宅：計画戸数453戸うち423戸完成



県営復興公営住宅「日和田団地」

交通機関等

- 〔JR常磐線〕
2020年3月 全線開通、Jヴィレッジ駅常設
- 〔常磐自動車道〕
2020年3月 「常磐双葉IC」開通
- 〔相馬福島道路〕
2019年12月 「相馬IC～相馬山上IC」開通
2020年8月 「伊達桑折IC～桑折JCT」開通
2021年4月 全線開通



Jヴィレッジ駅開業式

道の駅「なみえ」



働く場

- 2018年9月 川俣町 川俣西部工業団地「ミツフジ」開所
- 2019年10月 楢葉町 楢葉北産業団地 「株式会社エヌビーエス」工場稼働開始
- 2020年3月 富岡町 富岡産業団地 第2期区画供用開始
- 2021年5月 川内村 田ノ入工業団地「大橋機産」稼働
- 2021年9月 浪江町 丸ビン式乾燥調製貯蔵施設 稼働

買い物

- 2019年6月 南相馬市 「ダイユーエイト小高」開業
- 2019年7月 浪江町 「イオン浪江店」開業
- 2020年2月 南相馬市 「ヨークベニマル原町店」開業
- 2020年8月 浪江町 道の駅「なみえ」開業（今年3月全面開業）
- 2021年4月 大熊町 大川原地区商業施設 開業

10 帰還困難区域の復興①

- 2017年の福島特措法の改正により、帰還困難区域の中で集中的に復興及び再生を推進する特定復興再生拠点の計画制度を創設。
- 6町村（双葉、大熊、浪江、富岡、飯館、葛尾）の計画を内閣総理大臣が認定。
- 2022年春頃（双葉町、大熊町、葛尾村）、2023年春頃（富岡町、浪江町、飯館村）の避難指示解除を目指し、除染、インフラ整備等を推進。

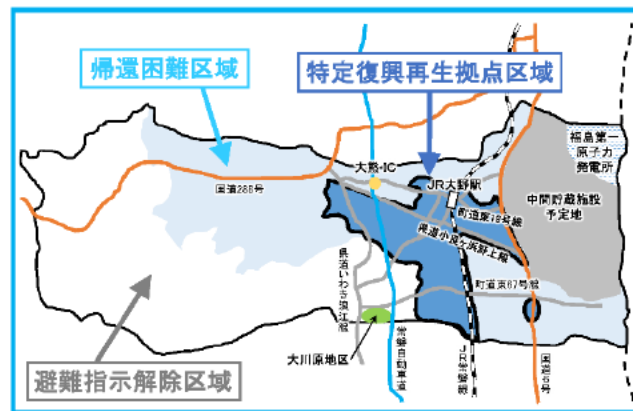
認定済みの特定復興再生拠点区域復興再生計画概要

双葉町（2017年9月15日認定）



- ・ 区域面積：約555ha ・ 居住人口目標：約2,000人
- ・ 避難指示解除の目標
2022年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域
(2020年3月、JR常磐線双葉駅周辺の一部区域を解除)

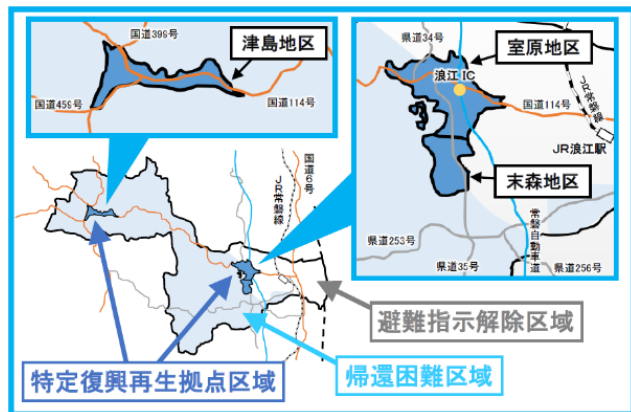
大熊町（2017年11月10日認定）



- ・ 区域面積：約860ha ・ 居住人口目標：約2,600人
- ・ 避難指示解除の目標
2022年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域
(2020年3月、JR常磐線大野駅周辺等の一部区域を解除)

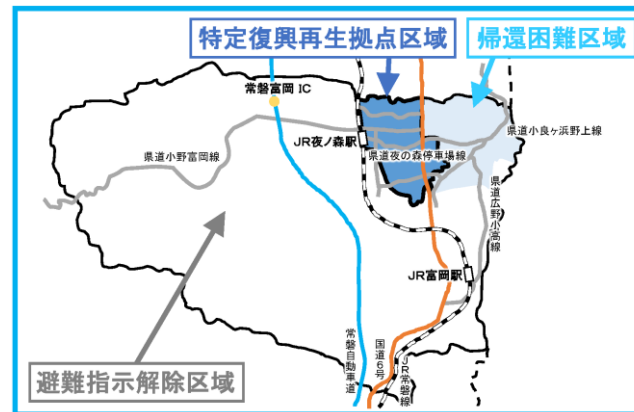
10 帰還困難区域の復興②

浪江町（2017年12月22日認定）



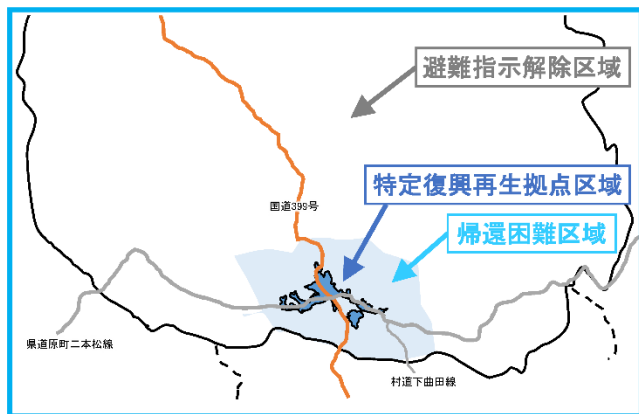
- ・区域面積：約661ha ・居住人口目標：約1,500人
- ・避難指示解除の目標：2023年3月
(ただし、早期に整備が完了した区域から先行する。)

富岡町（2018年3月9日認定）



- ・区域面積：約390ha ・居住人口目標：約1,600人
- ・避難指示解除の目標：
2023年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域
(2020年3月、JR常磐線夜ノ森駅周辺の一部区域を解除)

飯館村（2018年4月20日認定）



- ・区域面積：約186ha ・居住人口目標：約180人
- ・避難指示解除の目標：2023年春
(ただし、早期に整備が完了した区域から先行する。)

葛尾村（2018年5月11日認定）



- ・区域面積：約95ha ・居住人口目標：約80人
- ・避難指示解除の目標：2022年春

10 帰還困難区域の復興③

- 令和2年3月までに、帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示を解除。
- 帰還困難区域についても、令和2年3月のJR常磐線運行再開にあわせ、双葉町、大熊町、富岡町の特定復興再生拠点区域の一部を解除。引き続き、2022年、2023年の同区域全域の解除に向けた取組を実施中。
- 帰還困難区域を抱える自治体は、拠点区域外への帰還・居住に向けて、避難指示解除の方針を早期に提示してほしいと強く要望。

(1) 帰還・居住したいとの要望への対応

- 地元自治体は、全域の除染・家屋解体を実施した上での解除を要望。
- 拠点区域外の住民も、震災から10年が経過し、拠点区域外の方針提示を強く期待。
- 与党第10次提言（R3.7.20総理手交）において、拠点区域外にある自宅に帰りたいという住民の思いに応える新たな方向性を提示。
- 与党提言も踏まえ、拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する方針を政府として決定。(R3.8.31)

(2) 土地活用したいとの要望への対応

- 拠点区域外を土地活用し、避難指示を解除してほしいとの要望もあり。
- 地元自治体の強い意向がある場合に限り、住民の安全の確保を前提として、住民が日常的な生活を営むことが想定されない土地活用に向けた拠点区域外の避難指示解除を可能にする、新たな仕組み（「土地活用スキーム」）を、原子力災害対策本部で決定。(R2.12.25)

10 帰還困難区域の復興④

- 令和3年8月31日、「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」を政府の基本的方針として決定。
- 今後、基本的方針に基づき、関係機関と連携し、地元と十分に議論しつつ、施策の具体化を推進。

(1) 拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除の方針

2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、**帰還意向を個別に丁寧に把握し、拠点区域外の避難指示解除の取組を進める。**

【帰還意向確認】 すぐに帰還について判断できない住民にも配慮して、複数回実施。

【除染開始時期】 拠点区域の避難指示解除後、帰還意向確認等の状況を踏まえて、遅滞なく、除染を開始。

【除染範囲】 帰還する住民の生活環境の放射線量を着実に低減し、住民の安全・安心に万全を期すため、十分に地元自治体と協議・検討。

【予算・財源】 除染・解体は国の負担。復興特会及びエネルギー特会により確保。

【その他】 居住・生活に必要なインフラ整備は効率的に実施。
立入制限の緩和についても必要な対応を実施。

【残された課題】 帰還意向のない土地・家屋等の扱いについては、引き続き重要な課題。地元自治体と協議を重ねつつ、検討を進める。

(2) 帰還困難区域を抱える自治体への個別支援の推進

活力ある地域社会の再生・持続を図るため、拠点区域外の避難指示解除のみならず、**避難指示解除区域や拠点区域への帰還及び移住・定住を促進。**

11 被災自治体の職員確保等に向けた支援の状況

- 被災自治体の職員確保のため、全国の自治体からの職員派遣の継続的な実施に加え、公務員OB、民間実務経験者、青年海外協力隊帰国隊員等を活用するとともに、都市再生機構（UR）の現地の人員体制の強化などの対応を推進。
- 併せて、被災自治体の事務負担を軽減するために、発注方法の工夫（CM方式の導入等）や、事務のアウトソーシング（土地買収関連業務の補償コンサルタントへの委託等）など、事業実施に必要な職員やその労力を減らす取組を推進。

